# 令和４年度　生徒募集要項

川口市立高等学校〈定時制課程〉

〒３３３-０８４４　川口市上青木３丁目１－４０
ＴＥＬ　０４８－４８３－５９１７
ＦＡＸ　０４８－２６２－５０８１
https://kawaguchicity-hs.ed.jp/teiji

## 一 般 募 集　※特別募集をあわせて実施する。

### １　募集人員

総合学科、男女共学・・・・・・・６０名

### ２　出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校へ令和４年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和４年度進級予定者は出願できない。

(1)　令和４年３月３１日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2)　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

(3)　中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者）

(4)　本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

### ３　出願手続

(1)　出願書類

ア　入学願書(様式５)、受検票(様式５－２)

イ　入学選考手数料　納付書兼領収書

(ｱ)９５０円を振込により納入する。入学選考手数料を所定用紙により指定の金融機関で納入し、受領済印が押印された所定用紙を、「入学願書」の裏面に貼付すること。なお、所定用紙には志願者本人の住所、氏名、電話番号、中学校名を記入する。

(ｲ)一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ　調査書(様式１)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ　学習の記録等学年内評価分布表（様式３）及び学習の記録等一覧表（様式４）

本校の全日制の課程及び定時制の課程それぞれに志願者がある場合は、両課程に１部ずつ提出すること。

**過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。**

オ　提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2)　出願書類の提出方法

**原則、中学校がまとめて郵送による出願**とする。ただし、中学校がまとめて持参、志願者が郵送・持参によって提出することもできる。

ア　志願者又は出身中学校長（在学中学校長を含む。以下同じ）が提出するもの

(ｱ)　中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

| | 中学校がまとめて郵送する場合 | 中学校がまとめて持参する場合 |
|---|---|---|
| 提出書類 | 入学願書、受検票、調査書をまとめて提出する。なお、受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。<br>送付票（様式２０）を同封すること。 | |
| 提出期間及び受付時間 | 令和４年２月１０日（木）を配達指定日とすること。 | 令和４年２月１０日（木）<br>午前９時から正午まで及び<br>午後１時から午後４時３０分まで |
| 提 出 先 | 本校 | |
| 提出方法 | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。<br>この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 | 出身中学校長が命じた者が窓口に持参すること。<br>この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。<br>本校校長は、受領書（様式２１）を交付する。 |
| 受検票の交付 | 本校校長は、「受検票」を**２月１５日(火)午前１１時**までに投函する。 | |

(ｲ)志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

| | 志願者が郵送する場合 | 志願者が持参する場合 |
|---|---|---|
| 提出書類 | 入学願書、受検票、調査書を同封する。<br>受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。 | 入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。 |
| 提出期間及び受付時間 | 令和４年２月１０日（木）を配達指定日とすること。 | 令和４年２月１４日（月）<br>午前９時から正午まで及び<br>午後１時から午後４時３０分まで<br>２月１５日（火）<br>午前９時から正午まで |
| 提 出 先 | 本校 | |
| 提出方法 | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。<br>この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 | 志願者が窓口に持参すること。<br>この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。 |
| 受検票の交付 | 本校校長は、「受検票」を**２月１５日(火)午前１１時**までに投函する。 | 本校校長は、「入学願書」等を受領した後、「受検票」を交付する。 |

イ　出身中学校長が提出するもの

| | 郵送する場合 | 持参する場合 |
|---|---|---|
| 提出書類 | 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表 | |
| 提出期間及び受付時間 | 令和４年２月１０日(木)を配達指定日とすること。 | 令和４年２月１４日(月)<br>午前９時から正午まで及び<br>午後１時から午後４時３０分まで<br>令和４年２月１５日(火)<br>午前９時から正午まで |
| 提 出 先 | 本校及び埼玉県教育局高校教育指導課 | |
| 提出方法 | 「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 | 直接持参する。 |
| その他 | なお、アの(ｱ)により、中学校がまとめて出願する場合、入学願書等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。この場合、封筒の表には、「入学願書等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きで併記すること。 | |

## ４　併願

(1)　県公立高等学校及び県立特別支援学校の２校以上に「入学願書」を提出することはできない。

(2)　本校における全日制の課程と定時制の課程の双方に「入学願書」を提出することはできない。

## ５　志願先変更

(1)　期間

志願者は、次の期間内に１回に限り、志願先を変更することができる。

令和４年２月１７日（木）から２月１８日（金）まで
受付時間は、２月１７日（木）は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで
２月１８日（金）は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時までとする。

(2)　他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式８）及び受検票を、先に出願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」（様式９）の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

ア　入学選考手数料

(ｱ) 県立高等学校、又は、さいたま市立及び川越市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合、入学選考手数料を、窓口にて現金で納入すること。

(ｲ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ　学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに本校校長にすみやかに提出する。

ただし、既に提出している本校の定時制課程に対しては、改めて提出する必要なない。

ウ　志願先変更証明書

「志願先変更願」（様式８）が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」(様式９)を交付する。

**６　志願取消**

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式１０）及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出する。

**７　学力検査**

(1)　志願者は、令和４年２月２４日（木）に行なわれる学力検査を受検しなければならない。

(2)　急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「10　追検査」による。

(3)　学力検査は、 国語、社会、数学、理科及び英語の５教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語には、リスニングテストを含む。

(4)　学力検査会場は、本校とする。

(5)　学力検査の日程は次のとおりとする。

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 時間 | ８：４５～９：２０ | ９：２５～１０：１５（５０分） | 休憩 | １０：３５～１１：２５（５０分） | 休憩 | １１：４５～１２：３５（５０分） | 昼食 | １３：３０～１４：２０（５０分） | 休憩 | １４：４０～１５：３０（５０分） |
| 教科等 | 一般諸注意 | 国　語 | | 数　学 | | 社　会 | | 理　科 | | 英　語 |

(6)　新型コロナウイルス感染症に関する対応は「12　新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い」に記載する。

**８　面　　接**

(1)　志願者は、令和４年２月２５日（金）に行なわれる面接を受検しなければならない。開始時間は、学力検査当日に指示する。

(2)　急病その他やむを得ない事情により面接を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

**９　入学許可候補者の発表**

(1)　日時・場所・方法

| | ウェブによる発表 | 掲示による発表 |
|---|---|---|
| 日時 | 令和４年３月４日（金）午前９時 | 令和４年３月４日（金）午前１０時 |
| 場所 | 本校のホームページ | 本校 |
| 方法 | 受検番号を発表する。<br>本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式７）を入学許可候補者に交付する。 | |

(2)　入学許可候補者は、令和４年３月４日(金)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

(3)　入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

**10　追　検　査**

(1)　次のア又はイに該当する志願者は、令和４年３月７日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和４年２月２５日（金）に実施する面接を受検した志願者は、追検査を受検できない。

ア　インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ　一部受検者※1

**※１　一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の教科とする。**

(2)　出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡とともに、「追検査受検願」（様式１６）を令和４年２月２５日（金）正午までに本校校長に提出する。

(3)　本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式１７）及び、「追検査受検者個人カード（様式A）を交付する。志願者は、追検査当日に必要事項を記入の上、持参すること。

(4)　追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の５教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(5)　「追検査受検願」（様式１６）を提出した志願者に対しては、令和４年２月２５日（金）の面接を実施しない。また、追検査においても面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、特別募集においては令和４年３月７日（月）に面接を実施する。

(6)　追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

(7)　追検査入学許可候補者発表

| | |
|---|---|
| 日時 | 令和４年３月９日（水）午前９時 |
| 方法 | 電話による発表とする。<br>「追検査受検者個人カード（様式A）に記載された電話番号に、本校から連絡する。 |

ア　入学許可候補者は、令和４年３月９日（水）に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

イ　入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、９の(3)に準ずる。

## 11　そ　の　他

外国において日本の中学校に相当する課程を修了した者（令和３年３月修了見込みの者を含む。）は、川口市教育委員会で出願資格の認定を受けたのちに、本校に出願する。

## 12　新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い

(1)　次のア又はイに該当する志願者は、学力検査・面接を受検することができない。ただし一定の条件を満たす濃厚接触者※2は、学力検査のみ受検できる。

なお、学力検査を受検できなかった志願者は、追検査を受検することができる。

**※２　一定の条件を満たす濃厚接触者とは、次の(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)の全てを満たす志願者のことをいう。**

**(ｱ) 当日も無症状である。**

**(ｲ) 初期スクリーニングの結果、陰性である。**

**(ｳ) 検査当日、公共交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことができる。**

ア　保健所から、新型コロナウイルス感染症に関して健康観察や外出自粛を要請されている志願者（次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者をいう。）

(ｱ) 新型コロナウイルス感染症の陽性者

(ｲ) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（一定の条件を満たす濃厚接触者は除く。）

(ｳ) 新型コロナウイルス感染症の初期スクリーニング（自治体によるＰＣＲ検査等）を受けているものの、学力検査当日までに検査結果が出ていない者

(ｴ) 濃厚接触者を判定するために保健所から外出自粛を要請されている者

イ　検査当日に「健康状態チェックリスト（様式B）」により、志願者自身が体調確認を行い、A欄で１項目以上、又は、B欄で２項目以上該当する志願者

| 健康状態チェックリスト | |
|---|---|
| A | ・発熱の症状がある（37.5度以上）<br>・息苦しさ（呼吸困難）がある<br>・強いだるさ（倦怠感）がある |
| B | ・味を感じない（味覚障害がある）<br>・臭いを感じない（嗅覚障害がある）<br>・咳の症状が続いている<br>・咽頭痛が続いている<br>・下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く）<br>・過去２週間以内に、同居している者で医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われ、かつ、その疑いが否定されないまま症状が続いている者がいる、又は、過去２週間以内に、政府から入国制 |

| | |
|---|---|
| | **限、入国後の待機期間を必要とされている国、地域等の在住者との濃厚接触（１m程度以内で１５分以上接触）がある** |

検査当日の朝に、「健康状態チェックリスト（様式Ｂ）」に該当する志願者がいた場合は、中学校長は速やかに本校校長へ学力検査を受検できない旨を連絡すること。

なお、「健康状態チェックリスト（様式Ｂ）」に該当することで学力検査を受検できない場合、追検査受検の手続は「10　追検査(2)」による。

(2)　一定の条件を満たす濃厚接触者が学力検査を受検する場合は、速やかに本校校長へ連絡するとともに、令和４年２月２２日（火）までに、「濃厚接触者による学力検査受検願(様式Ｃ)」を本校校長へ提出すること。

(3)　追検査当日に、(1)のアに該当する志願者は、追検査を受検することができない。ただし、一定の条件を満たす濃厚接触者は、追検査を受検できる。なお、一定の条件を満たす濃厚接触者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、特別募集の志願者には、面接は実施しない。

## 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

**１　募集人員等**

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

**２　出願資格**

令和４年３月３１日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

**３　出願手続**

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式６）を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出する。

「入学願書」（様式５）の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

**４　志願先変更**

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

**５　面接**

一般募集の「８　面接」による。

**６　その他**

ここで定めた内容以外の事項については、一般募集による。

## 特 別 募 集　※一般募集にあわせて実施する。

**１　募集人員**

募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

**２　出願資格**

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

(1)　一般募集の「２ 出願資格」(2)又は(3)に該当し、かつ(4)に該当する者

(2)　令和４年３月３１日現在、１９歳以上の者（平成１５年４月１日までに生まれた者）

**３　出願手続**

(1)　出願書類（入学願書、受検票及び志願理由書は、本校で交付する。）

ア　入学願書（様式５）、受検票（様式５－２）

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告書」の「「定時制の課程における特別募集」に○を付す。

イ　入学選考手数料を９５０円を振込により納入する。

ウ　志願理由書（様式１１）

エ　中学校卒業証明書

オ　写真１枚（受検票の所定の位置に貼付する。）

（縦４㎝×横３㎝、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。）

(2)　入学願書等の提出期間及び受付時間・場所

令和４年２月１４日（月）及び２月１５日（火）　本校窓口
受付時間は、２月１４日（月）は、午後２時から午後７時まで
２月１５日（火）は、午後２時から午後５時までとする。

## 4　志願先変更

(1)　志願者は、次の期間内において１回に限り、志願先を変更することができる。

| |
|---|
| 令和４年２月１７日（木）から２月１８日（金）まで<br>受付時間は、２月１７日（木）は、午後２時から午後７時まで<br>２月１８日（金）は、午後２時から午後５時までとする。 |

(2)　手続は、一般募集の「７　志願先変更」による。

## 5　併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校２校以上に「入学願書」を提出することはできない。

## 6　作文

(1)　本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。

(2)　令和４年２月２４日（木）に実施する。開始時刻は、原則として午前９時２５分とする。

## 7　面接

(1)　面接は個人面接とする。

(2)　本校校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。

(3)　令和４年２月２４日（木）に実施する。

## 8　選抜

本校校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

## 9　入学許可候補者の発表

(1)　日時・場所・方法

| | ウェブによる発表 | 掲示による発表 |
|---|---|---|
| 日時 | 令和４年３月４日（金）午前９時 | 令和４年３月４日（金）午前１０時 |
| 場所 | 本校のホームページ | 本校 |
| 方法 | 受検番号を発表する。<br>本校校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式７）を入学許可候補者に交付する。 | |

(2)　入学許可候補者は、令和４年３月４日(金)に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

## 10　作文による追検査

(1)　インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和４年３月７日（月）に実施する作文による追検査を受検することができる。

(2)　作文による追検査は、一般募集の「10　追検査」(2)及び(3)に準じ、原則として出身中学校長が手続きを行うこととする。

(3)　作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和４年３月７日（月）に面接を実施する。内容は、７(1)及び(2)に準ずる。

(4)　追検査の会場は、本校とする。

(5)　追検査入学許可候補者発表

| | |
|---|---|
| 日時 | 令和４年３月９日（水） |
| 方法 | 電話による発表とする。詳細は別途定める。 |

入学許可候補者は、令和４年３月９日（水）に、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。

## 11　その他

新型コロナウイルス感染症に関する作文受検及び作文による追検査受検の扱いについては、一般募集の「12　新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者の学力検査受検等の扱い」に準ずる。

## 欠 員 補 充 ※ 一般募集で欠員が生じた場合に限り実施する。

### 1 出願資格

一般募集の「2 出願資格」に該当する者。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者となった者は、出願することはできない。

なお、入学許可候補者とは、入学許可候補者発表の際に、各高等学校において受検番号を掲載された者をいう。

### 2 募集人員

令和４年３月４日（金）午後２時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容（募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

### 3 出願手続

一般募集の「3 出願手続」による。ただし、入学選考手数料は、窓口にて現金で納入する。

ア 志願者が提出するもの

| | |
|---|---|
| 提出書類 | 入学願書（様式５）、受検票（様式５－２）、調査書（様式１）を同時に提出する。 |
| 提出期間及び受付時間 | 令和４年３月１０日（木） 午後１時から午後７時まで<br>令和４年３月１４日（月） 午後１時から午後５時まで |
| 提出方法 | 本校の窓口に直接持参する。（郵送による出願は受け付けない。） |

イ 出身中学校長が提出するもの

| | |
|---|---|
| 提出書類 | 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表 |
| 提出期間 | 速やかに提出する。 |
| 提 出 先 | 本校及び埼玉県教育局高校教育指導課 |
| 提出方法 | 持参又は郵送すること。郵送の場合は「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。なお、一般募集で既に提出している場合、過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。 |

### 4 学力検査及び面接

(1) 実 施 日 令和４年３月１７日（水） 受付時間 午前８時３０分～９時

(2) 会 場 本校

(3) 学 力 検 査 国語･数学及び英語の３教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストは含まない。

日程は次のとおりとする。

| 時 間 | 9:00～9:20 | 9:30～10:00（３０分） | 休憩 | 10:15～10:45（３０分） | 休憩 | 11:00～11:30（３０分） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 教科等 | 一般諸注意 | 国 語 | | 数 学 | | 英 語 |

(4) 面 接 同日午後１２時００分から行う。面接は個人面接とする。

(5) 急病その他やむを得ない事情により学力検査及び面接を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

### 5 入学許可候補者の発表

(1) 日 時 令和４年３月２２日（火）午前９時

(2) 場 所 本校（入学許可候補者の受検番号を掲示する）

(3) 入学許可候補者は、発表当日の正午までに、受検票を持参し、本校において本校校長から交付書類を受け取ること。